

菊川市に住み続ける若者世帯を応援

## 若者世帯定住促進補助制度

市では、若者世帯の定住を進めるため、  
住宅の取得にかかった費用の一部を予算の範囲内で補助しています。  
補助制度を活用し、菊川での定住をご検討ください。

問い合わせ 都市計画課住宅建築係(☎35-0957)

### 若者世帯定住促進補助制度

#### ● 補助対象者

取得した住宅に居住する前1年間の住所が市外、または市内の賃貸住宅に1年以上継続して住んでいて、①または②に該当する人

①夫または妻のいずれかが満40歳未満である夫婦のいる世帯の夫または妻

②配偶者のいない満40歳未満の親と子がいる世帯に属する親

※「40歳未満」とは、取得した住宅に住民票を移した日現在のこと

#### ● 補助金額

①一般世帯の場合

**金額** 上限25万円(住宅の取得費用の10分の1以内)

②三世帯同居または三世帯隣接住宅の場合

**金額** 上限40万円(住宅の取得費用の10分の2以内)

**受付期限** 令和6年3月29日(金)

※予算が無くなり次第、終了となります。

※交付条件などの詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。都市計画課住宅建築係までお問い合わせください。



補助金と  
一緒に使える  
支援制度

### 【フラット35】地域連携型

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援と併せて、【フラット35】の金利を引き下げる制度です。

【フラット35】地域連携型を利用するためには、市から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。



※この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、住宅金融支援機構ホームページ(下記)を確認ください。



菊川市補助金交付 + 【フラット35】

【フラット35】地域連携型

当初の10年間の借入金利 **年0.25%引き下げ**

【フラット35】Sとの併用で

当初の10年間の借入金利 **年0.5%引き下げ**

問い合わせ 住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

(☎0120-0860-35) ※通話無料

営業時間 午前9時～午後5時

※祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。